

長期的共同研究組織中間報告（2006年度）

アジアの社会、経済、文化についての学際的研究

Inter-Disciplinary Research on Society, Economy and Culture in Asia

主任研究員名：加藤 道也

分担研究員名：喜多見 洋、高神 信一

〔分担研究課題〕

アジア労働市場に関する社会経済史的研究（加藤道也）

アジアの社会、経済、文化の変容についての歴史的視点からの研究（喜多見洋）

日本の植民地支配とイギリスの植民地支配の比較研究（高神信一）

戦争映画に写るアジア（Dick Stegewerns）

〔中間総括報告（平成18年度）〕

「アジアの社会、経済、文化についての学際的研究」は、以上のような研究分担のもと、各担当者がそれぞれの研究を開始した。平成18年度は、研究の出発点として、とりわけ文献、資料の収集をはかることにウエイトが置かれた。さらに、研究員の間での共通認識の形成と相互間の意見交換を目的として、長期的共同研究組織として講師を招聘し、2回の公開セミナーを行った。また、現地調査やシンポジウムでの報告などにも寄与することができた。

「アジア労働市場に関する社会経済史的研究」では、戦前における日本およびアジアにおける労働問題を知る上で基礎的史料となる協調会発行の『社会政策時報』を用いて、主要各国の社会・労働政策と日本を含むアジア諸国の政策との比較検討を行った。また、長期的研究組織として、ニュージーランド国立オタゴ大学経済史教授W. R. ガーサイド氏を招聘し、共同研究を行うとともに、「東アジアにおいてヨーロッパ的共同体の形成は可能か？そして望ましいか？」、「21世紀に日本型経済モデルは適応できるか？」の題名で、2回のセミナーを開催した。これらの公開セミナーにおいては、研究員相互の議論のみにとどまらず、多数の本学教員や大学院生の参加も得ることができ、非常に活発な意見交換を行うことができた。

「アジアの社会、経済、文化の変容についての歴史的視点からの研究」では、アジア諸国の中でも特に中国を中心に研究を行った。その際には、めざましい発展に伴う中国社会、経済、文化の変容を歴史的に把握することに分析の重点が置かれた。日本および中国で、文献・資料の収集にあたり、それらの分析および天津など現地の観察から、多文化社会中国の新しい動向を捉えることができた。すなわち、中国社会のグローバル化である。こうした動きが中国社会で生きる人々の意識に大きな影響を及ぼしており、企業活動や家計にも少なからぬ変化を生じさせている。これらの問題は、今後、アジア共同体の可能性を検討する上で、重要な意義をもってくると思われる。

「日本の植民地支配とイギリスの植民地支配の比較研究」では、アジアにおける植民地体制のあり方と、ヨーロッパにおけるあり方との比較検討を行う第一歩として、イギリスによるアイルランド支配による課税制度の調査・検討を行った。ここでは主として、国内研究機関における文献・資料の収集が中心的活動となり、共同研究組織としての研究環境の充実に貢献した。

「戦争映画に写るアジア」では、国内や海外の資料館などを調査し、戦争映画に関する資料収集を行った。それを通じて、1950年代に日本で製作された戦争映画の中で、アジアがどのように描かれているかを検討した。日本のアジア認識の考察という意味で、今後のアジア共同体をめぐる議論において重要な視点を提供してくれる研究と思われる。

以上が平成18年度における研究の中間総括である。各研究員がそれぞれ、本研究課題を多面的な視点から捉えるべく、さまざまな領域の研究を進めている。本研究の目標とする学際的研究という観点から見てさらに有意義な研究成果が引き続き期待できると考える。

アジア労働市場に関する社会経済史的研究

加藤 道也（経済学部）

平成18年度の分担研究に関しては、「アジアの社会、経済、文化についての学際的研究」の中でも特に日本を含めたアジア労働市場に関する研究を行った。本研究は、最終的に戦前と戦後のアジア労働市場の比較、およびアジア労働市場と欧米諸国の労働市場との比較を視野に入れている。したがって、初年度においては、こうした研究に取り組む上での分析視角を確立するため、様々な研究者間での検討が必要であるとの認識から、講師を招いてのセミナーの開催を行った。

平成18年11月から12月にかけて、ニュージーランド国立オタゴ大学経済史教授W.R.ガーサイド先生を本学に招聘した。本学での研究テーマは「戦前期日本およびアジアにおける労働市場政策の比較経済史的検討」であり、戦前と戦後の労働市場は、いくつかの点において重要な共通点をもっており、とりわけ労働移動を通じて、日本の労働政策がアジアの労働市場に大きな影響力をもっていることを確認した。

そうした検討を経て、戦前の労働市場と戦後の労働市場との比較についての議論を深めるべく、また、欧米諸国との比較をも視野に入れ、2回のセミナーを開催した。

第1回のセミナーは、平成18年12月4日に行われ、長期研究組織の研究テーマである「アジアの社会、経済、文化についての学際的研究」の重要な論点である東アジアにおける共同体形成の可能性についての問題提起と議論を行うべく、「東アジアにおいてヨーロッパ的共同体の形成は可能か？そして望ましいか？」と題して行われた。そこでは、ヨーロッパとアジアにおける共同体のあり方の大きな相違が指摘され、ヨーロッパ的な共同体ではなく、諸国間の個別FTAの積み重ねがより重要であることが議論された。

第2回のセミナーは、平成18年12月15日、第1回のセミナーの議論をさらに発展させることを目的として、「21世紀に日本型経済モデルは適応できるか？」と題して行われ、これまでの議論を基礎として、日本の経済運営に必要な諸論点の提示がなされた。

以上の成果を基礎として、平成19年度以降の調査、研究を進めていきたいと考える。

アジアの社会、経済、文化の変容についての歴史的視点からの研究

喜多見 洋（経済学部）

平成18年度は、「アジアの社会、経済、文化についての学際的研究」の一環としてアジアの中でも特に中国を取りあげた。すなわち、前世紀末から続く中国のめざましい発展に伴って中国の社会、経済、文化がどのように変化しているかについて、主として歴史的側面から研究を行なった。そしてその際、中国社会の現在の状況とその変化を明確に把握するために意識したのは、ヨーロッパ社会および日本社会との比較という視点である。当該年度に、日本および中国で収集した有益な文献、資料をもとに歴史的視点から分析をすすめ、さらに、中国の天津等において現地の状況も観察した結果、必ずしも十全ではないかもしれないが、多文化社会中国の新しい動きをとらえることができた。それは、約言すれば、中国というアジアの多文化社会がグローバリゼーションに直面しているということになるだろう。しかもこうした動きは、中国社会で生きる人々の意識に大きな影響を及ぼし、この国の企業や家計にも少なからぬ変化をもたらしている。具体的には、中国社会に生じているさまざまな格差の問題が重要になってくるであろうが、これらの問題については、東南アジア諸国をはじめとする中国以外のアジアとの比較、アジア共同体の可能性、等とあわせてこれからの研究課題ということになる。

なお、平成18年度本分担研究の成果の一部については、2006年10月に文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業（オープン・リサーチ・センター）の一環として中国の天津理工大学で開催されたアジア共同体研究センター主催の国際シンポジウム、「グローバリゼーションとアジアの文化変容」において報告を行なっており、さらにこれをもとに作成した拙稿が大阪産業大学経済学部開設20周年を記念して2007年6月に刊行された斉藤日出治編『グローバル化するアジア』（晃洋書房）に第Ⅲ部「アジアの社会・文化変容」第8章「グローバリゼーションとアジアの多文化社会 —— 参考事例としてのスイス —— 」として収録されている。

日本の植民地支配とイギリス植民地支配の比較研究

高神 信一（経済学部）

イギリスのアイランド統治を明らかにするなかで、今年度はアイランドとイギリスの財政関係の調査をおこなった。イギリス議会史料のなかで参考となったのは、以下のものである。

1. *Financial Relations of Great Britain and Ireland (Royal Commission). First Report of Her Majesty's Commissioners appointed to inquire into the Financial Relations between Great Britain and Ireland*, <1895-Vol.XXXVI.> [C. 7720.]
2. *Minutes of Evidence, up to the 28th March 1895*, <1895-Vol.XL.> [C. 7720-I.]
3. *Second Volume of Minutes of Evidence, comprising that taken between the 29th March and the 15th November 1895*, <1895-Vol.XL.> [C. 7720-II.]
4. *Financial Relations between Great Britain and Ireland (Royal Commission). Final Report by Her Majesty's Commissioners appointed to inquire into the Financial Relations between Great Britain and Ireland*. <1896-Vol.XXXIII.> [C. 8262.]

1801年のアイランドとイギリスの合同以来、アイランドでは課税にかんして絶えず不満が表明されてきた。合同以来、このことにかんして委員会が設立されたのは、1811年、1812年、1815年、1864年、1894年であった。1894年の委員会の設立の背景には、グラッドストーンが「アイランド自治法」を導入するにあたって、イギリス・アイランド間の財政関係を調査しようとしたのであった。

史料4の最終報告は、豊かなイギリスの課税システムを貧しいアイランドに適用すべきではないと述べている。アイランドに課せられた税は、多数のアイランド人が負担すべき以上のものとなっているとして、消費への課税(taxes on consumption)をイギリスにおいてよりも減少させるという課税システムの変更を提言している。また、アイランド人に税の徴収とその支出を決定する権利を与えることも提言されている。さらに、アイランド統治にかかる経費が近年増加していることが、明らかにされている。すなわち1859-60年にアイランドにかかった経費は230万ポンドであり、540万ポンドをイギリス政府に送っていた。だが、1893-4年には、アイランドの経費は560万ポンドに増加し、逆にイギリス政府への送金は200万ポンドへと減少している。